

国籍法の知識を増やそう

二重国籍の場合



資料: ●日本国籍法条文 *現行法(1984年改正法)における重国籍解消のための制度 ●AMFよりの質問状に対する法務省よりの回答 ●日本国籍の選択宣言をすともうひとつの外国籍はどうなるのでしょうか? ●重国籍のメリットデメリット ●パスポート *パスポート発行についてのAMF質問状に対する外務省の回答 ●日本国籍の喪失 ●国籍選択制度の概要 ●国籍選択届け用紙

主催 国際結婚を考える会 AMF <http://www.amfe-community.org/>
場所 日本語普及センター Sprachenzentrum für Japanisch
Rossmarkt 13 60311 Frankfurt am Main
日時 2006年5月27日(土) 13時30分 入場無料
資料作成 清水クレーマー佳代子(他2名) 国際結婚を考える会 AMF
使用の際のルール

- 内容を変えないこと
- 使用する際は出典をはっきり明記する事
- 全体使用、部分使用いずれも可

無断転載引用禁止 希望者は国際結婚を考える会 AMF の総合部まで

【日本国籍法 第5・11・12・13・14・15・16・17・18条】

第5条 [《改正》平16法147](#)

1. 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。
 1. 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
 2. 20歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
 3. 素行が善良であること。
 4. 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
 5. 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
 6. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党 その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。
2. 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第11条(国籍の喪失)

1. 日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。
2. 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは日本の国籍を失う。

第12条

出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、[戸籍法](#)(昭和22年法律第224号)の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。

第13条

1. 外国の国籍を有する日本国民は、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を離脱することができる。
2. 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を失う。

第14条 (国籍の選択)

1. 外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内にいずれかの国籍を選択しなければならない。
2. 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、[戸籍法](#)の定めるところにより日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣誓(以下「選択の宣言」という。)をすることによつてする。

第15条

1. 法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前条第1項に定める期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択をすべきことを催告することができる。
2. 前項に規定する催告は、これを受けるべき者の所在を知ることができないときその他書面によつてすることができないやむを得ない事情があるときは、催告すべき事項を官報に掲載してすることができる。この場合における催告は、官報に掲載された日の翌日に到達したものとみなす。
3. 前2項の規定による催告を受けた者は、催告を受けた日から1月以内に日本の国籍の選択をしなければ、その期間が経過した時に日本の国籍を失う。ただし、その者が天災その他その責めに帰することができない事由によつてその期間内に日本の国籍の選択をすることができない場合において、その選択をすることができるに至つた時から2週間以内にこれをしたときはこの限りでない。

第16条

1. 選択の宣誓をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない。
2. 法務大臣は、選択の宣言をした日本国民で外国の国籍を失つていないものが自己の志望によりその外国の公務員の職(その国の国籍を有しない者であつても就任することができる職を除く。)に就任した場合において、その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認めるときは、その者に対し日本の国籍の喪失の

宣告をすることができる。

3. 前項の宣告に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
4. 第2項の宣告は、官報に告示しなければならない。
5. 第2項の宣告を受けた者は、前項の告示の日に日本の国籍を失う。

第17条（国籍の再取得）

1. [第12条](#)の規定により日本の国籍を失った者で20歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。
2. [第15条](#)第2項の規定による催告を受けて同条第3項の規定により日本の国籍を失った者は、[第5条](#)第1項第5号に掲げる条件を備えるときは、日本の国籍を失ったことを知った時から1年以内に法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。ただし、天災その他その者の責めに帰することができない事由によつてその期間内に届け出ることができないときは、その期間は、これを行うことができるに至つた時から1月とする。
3. 前2項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。（法定代理人がする届出等）

第18条

[第3条](#)第1項若しくは[前条](#)第1項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取得、選択又は離脱をしようとする者が15歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

《現行法(1984年改正法)における重国籍解消のための制度》

- 志望による外国国籍取得に基づく日本国籍の喪失(11条1項)
反射的效果として自動的に日本国籍を喪失。外国の国籍の有効取得、その取得が自己の志望によること、が要件。
- 国籍離脱による日本国籍の喪失(13条)
憲法22条2項の定める国籍離脱の自由を法律で具体化した規定。
- 国籍留保の意思表示をしないことによる日本国籍の喪失(12条)
- 外国国籍の選択による日本国籍の喪失(11条2項)
反射的效果として自動的に日本国籍を喪失。日本と同様の国籍選択制度を有する国との重国籍者にのみ適用される。
- 法務大臣の国籍選択の催告を受けた日から1月以内に日本国籍の選択をしなかったことによる日本国籍の喪失(15条3項)
- 選択の宣言をした日本国民で外国の国籍を失っていない者が自己の志望により外国の公務員に就任し、その就任が日本国籍選択の趣旨に著しく反するための日本国籍の喪失（16条2項から5項）
- 帰化における重国籍防止条件(5条1項第5号)

《国際結婚を考える会よりの質問状に対する法務省よりの回答(2006年)》(抜粋)

質問1：日本国籍の選択宣言をした後、外国籍の離脱に努めなければならぬ規定になっていますが、離脱をしなかった場合の罰則はありますか。また、離脱をしなかったことが何らかの影響を及ぼすことがありますか。

質問1について

前段 罰則はありません。

後段 御質問の「何らかの影響」については、抽象的な概念であるため、当方においてこれを特定することは困難ですので、回答は差し控えさせていただきます。

《日本国籍の選択宣言をしてもうひとつの外国籍はどうなるのでしょうか？》

国会の法務委員会でこの件について審議されましたので見てみましょう。

1. 「日本国籍の選択をする宣言をすれば、外国籍を離脱する義務があるかどうか」

衆議院法務委員会(1984・4・3) 枇杷田泰助法務省民事局長の答弁

「このような宣言をいたしましても、それは日本国に対する意思表示でございますので、当然に外国に対する関係では効力を及ぼさないこととなります。ただ当該外国の方でわが国の新法の11条2項のような規定(重国籍者が外国の選択制度により外国籍を選択した時は自国籍を失う規定)を設けておりますと、そこでその外国の国籍のほうがなくなるという関係には立とうかと思えます。そうでないと、この宣言をしたからといって外国のほうの国籍が直ちになくなるというものではないと思えます。したがって、この宣言をしただけでは重国籍という者が残ることがかなりあるかと思えます。」

2. 「重国籍者が日本政府に日本国籍の選択宣言をすると自動的に国籍を失わせてしまう外国はどこか」

衆・法(1984・4・13) 枇杷田民事局長答弁

「インドネシア、パキスタンなどにその例があると聞いています。」

外国の国籍だけを維持し、日本国籍を放棄したいときは、法務局あるいは在外公館へ国籍離脱の届出をすればそのときから日本国籍はなくなります(国籍法13条)。日本では年齢、居住地に関係なく国籍の離脱を憲法に定めています(憲法22条2項)。いつでもどこでも必要があれば日本国籍を放棄できるのです。

[国際結婚ハンドブック 第5版 51ページ]

《外国国籍の選択》

日本政府はもう一方の国籍を選んだ場合、本人の意思を確認せずに日本国籍をなくしてしまいます。この制度は1984年の国籍法の改正で新設されました(国籍法11条2項)。外国の国籍を選ぶときはその国の国籍法をよく調べて日本国籍がなくなることも考えて、慎重にすることが大事です。[国際結婚ハンドブック 第5版 51ページ]

【重国籍のメリット・デメリット】

メリット: 二重国籍に対して肯定的に考えるようになったのは:

(個人にとって)

- (1) 複数の国で国民と同じ権利を享受できる。
- (2) 複数の国との文化的関係を実効的に維持したり、複合的なアイデンティティーに対応することができる。

(国家にとって)

- (3) とりわけ二世・三世の時代にも外国籍でいる状態を継続させるよりも、国籍取得を容易にすることで、国籍の違いに伴う差別や争いを回避し、国の安定を高める。
- (4) 二重国籍者は、複数の国での往来や経済活動が自由であり企業や国の経済交流や経済発展を促進する。
- (5) 国家が国民との良好な関係を維持することができ、その人があとでいつか帰ろうという気持ちになる。

デメリット: 日本では二重国籍にデメリットがあると考えられている。

1963年に重国籍削減協定が結ばれた理由は、一方で、二重国籍者にとって、次の三つの不利益が想定されたからである。

- (1) その人を保護すべき義務を両国が感じなければ、外国での外交上の保護が受けられない場合がある。
- (2) 結婚、離婚および相続権についての複雑な法的状態をまねく。
- (3) 複数の国で兵役義務を課されるおそれがある。

他方で国家にとっても、二重国籍を認めると、さらに三つの不利益が考えられた。

- (4) とくに戦争や緊急事態において国民の忠誠心を欠くおそれがある
- (5) 国家の裁判所の決定から逃れる者がある可能性がある。
- (6) 両国での二重投票のおそれがある。

このうち、

- (1) 外交的保護は、事実上問題となる例はごくまれであり、むしろ法理論上の問題といわれる。
- (2) 結婚、離婚および相続権についての複雑な法的状態をまねく。において国際結婚が破綻したときに、一方の親が子どもを連れて本国へ帰る場合、他方の親が子どもを取り戻す訴訟を提起することが困難な「合法

的な子どもの誘拐」と呼ばれる問題があるようである。

しかし、一般には(1)の外交的保護と2)の法制度の抵触の問題は、国際法上その者が一方の国籍国にあるときは、その国の国籍に基づき、第三国にあるときには「その者が平常かつ主として居住している国か、その者と事実上もっとも関係の深い国の国籍」である「実効的国籍」概念に基づいて処理される。

(3)の兵役義務も、(6)の二重投票も、国際的な取り決めにより、問題の解決は可能であろう。

(3)の兵役義務と(4)の戦争時の忠誠の分裂に関しては、とりわけ兵役も戦争も放棄した日本国憲法にあっては、論点とはならないことも留意すべきである。憲法を離れた政策上の議論としても、どちらの国にも愛着を感じる国民が増えることは、安全保障上も得策であるとの見解も成り立とう。おそらく二重国籍を「悪」と考える従来の概念は、実証的な研究により氷解されていくことであろう。

『新版 外国人参政権と国籍』173~176 明石書店 著者：近藤敦 名城大学法学部教授

<http://item.rakuten.co.jp/book/1335234/>

【法務省の見解】

重国籍の問題点について御説明します。一般的に重国籍者は、例えば、

- (1) 外交保護権が衝突し、国際的摩擦を生ずるおそれがあること、
- (2) 日本国民が同時に属する外国の軍事的役務に就くことは、我が国にとって好ましくないと、
- (3) 重国籍者は、各国において別個の氏名により国民として登録されることができると、各国において別人と婚姻するなど、身分関係に混乱が生じるおそれがあること等の弊害が生じる可能性があることが挙げられます。(以上、法務省の回答より)

【パスポート】

重国籍者の場合は、どうパスポートを使えばいいのでしょうか？

まず重国籍になるのは、出生によって父母の別の国籍を受け継いだ場合、出生地主義の国で生まれた場合、さらに、自己の意志に寄らず外国籍を取得し日本国籍を喪失しなかった(婚姻で自動的に取得するなど)場合があります。

このように、自己の意志ではない規定で合法的に重国籍になっている人は、外国のパスポートで日本に出入国する場合もあるかもしれませんが、その際に気をつけておかねばならないことは、(同一(国籍)の旅券でなければならないとの規定はないものの)必ず入国をしたパスポートで出国をするということです。滞在が3ヶ月以上になってしまうと外国のパスポートで入国をした外国人が超過滞在していることになってしまうからで、次の日本入国の際のトラブルになってしまう可能性があります。

日本国籍の選択届けを出している人が、その後外国のパスポートで日本に入国すれば、国籍選択制度の努力条項には反していますが、罰則があるわけではありません。しかし日本国籍を選択したのであるから日本国民として日本旅券を使用することが求められていると解釈されます。基本的には、ドイツの入管ではドイツのパスポート日本においては日本のパスポートを提示するのが正しいとされています。

アメリカではアメリカとの重国籍者は、相手国の出入国は相手国のパスポートでも、アメリカの出入国はアメリカのパスポートでするようにと移民法で指示されています。日本でもテロ防止の管理が厳しくなれば同じになる可能性があります。(在日アメリカ大使館のホームページアドレス <http://tokyo.usembassy.gov/j/acs/tacsj-dual.html>)

また、重国籍者が第三国に行く場合、どのパスポートを使うかはそれぞれの責任で国際情勢に合わせて判断が変わると思いますが、何らかの要因で日本の領事保護を求めたければ、混乱を避けるためにも日本のパスポートを使用、所持することが望ましいと思われます。

日本人が、自己の意志で外国籍を取得した場合、たとえ国籍喪失届けを出さずにいて戸籍が残っている、または喪失届けを出しても事務上の手続き等の手違いで戸籍が残ったままになっていることもあるので、それを見てまだ日本国籍があると勘違いしがちですが(ドイツ日本間では協定がありドイツ国籍を取得した旨日本側に通知がありますので、戸籍は自動的に消えることになっています。)法律上は日本国籍を喪失している日本のパスポートの使用は違法となります。〈旅券法第18条1〉

日本国籍喪失届けは、一ヶ月以内に、海外在住者の場合は喪失の事実を知ってから3ヶ月以内に提出することになっていますが、提出していなくても処罰はされません。しかし、国籍喪失の事実を知りながら、その事実を隠

して日本のパスポートを申請し発給を受けたり、そのパスポートを使用したりすれば旅券法違反になり5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。〈旅券法第23条〉
国籍喪失届けを出し日本旅券の返却が必要ですが、パスポートは無効の処理をして返してくれます。

【パスポート発行についてのAMF質問状に対する外務省の回答】 2006年5月9日

質問1: 日本国籍の選択宣言後、外国籍の離脱をしていない人に、パスポートの新規発給あるいは更新をしてくださるのでしょうか？

回答: 日本のパスポート(以下、単に「パスポート」といいます。)はあくまで旅券法にしたがい発給されますので、日本国籍を有している限り、旅券法の規定に基づきパスポートの新規発給や切替は可能です。

なお、お手紙にあるとおり、日本国籍の選択宣言をした場合であっても現に外国国籍を有しているときはその外国国籍の離脱に努めなければならない(国籍法第16条)とされていることに改めてご注意ください。

質問2: 22歳以上で日本国籍の選択宣言も外国籍の離脱もしていない人に、パスポートの新規発給あるいは更新をしてくださるのでしょうか？

回答: 質問1で回答したとおり日本国籍を有している限り旅券法の規定に基づいてパスポートの新規発給や切替は可能です。

なお、国籍法第15条の規定により法務大臣から国籍の選択の催告を受けたにもかかわらず、その催告を受けた日から一月以内に日本の国籍を選択していない等、国籍法に基づき日本国籍を失った場合、パスポートの新規発給や切替はできません。また、日本国籍を失った時点で、その方のパスポートはそれに記載された有効期間満了日にかかわらず失効します(旅券法第18条第1項第1号)。その後、そのパスポートを使用したり、又は新しいパスポートの申請をした場合、旅券法第23条に基づき処罰の対象(5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、またはこれを併科)になることに充分ご注意願います。

質問3: パスポートを申請する際の一般旅券発給申請書に、「外国人(外国)との身分関係」を記入する欄がありますが、この記載内容はどのようなことに使われるのでしょうか？

回答: 外国国籍の取得などによって申請者の日本国籍に変動がないかを担当者が確認するためのものです。

質問4: 海外在住の二重国籍者が、外国籍で住民登録をしている場合、日本の在外公館への登録もするべきでしょうか？

回答: 旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、重国籍者であっても当該地域を管轄する我が国の在外公館に「在留届」を提出することが義務づけられています。

「在留届」を提出されない場合の罰則規定はございませんが、「在留届」が提出されない则在外公館は当該邦人が外国に居住していることを知り得ず、例えば、大規模災害や事件、事故が発生した際に、当該邦人の安否確認、留守宅等への連絡を行うことができませんので、「在留届」は提出いただけるようお願いいたします。

外務省旅券課

(本件に関する照会は、以下のアドレスにお願いします: ryouryo@mofa.go.jp)
外務省領事局旅券課

電話: 03-5501-8000(4941) FAX: 03-5501-8166

メール: arata.nakashima@mofa.go.jp

《日本国籍の喪失》

国籍選択制度(抜粋)

「法務大臣は、期限内に日本国籍を選択しない者に対して、書面による催告を行うことになっている(国籍法15条1項)。この催告を受けるべき者の所在が分からない場合には、官報による催告が行われる(同条2項)。そして、催告を受けた者は、一か月以内に、日本国籍を選択しなければ、国籍を失う。官報による催告は、事実上、本人の目に触れないから、この場合には、日本国籍を失う可能性が高い。そこで、知らない間に日本国籍がなく

なっていた、という事態を防ぐためには、早めに国籍選択届けを行っておく必要がある。国籍選択届は、「日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します」と書かれた用紙に記入して、戸籍の窓口へ提出するだけであるし、これを行ったからといって、外国国籍の離脱を強制されるわけではない。また、本人が15歳未満であっても、法定代理人が本人の代りに国籍選択届を行うことができる。

したがって、極端に言えば、重国籍の子どもが生まれたら、すぐに親が国籍選択届を行うことができるし、外国で生まれて重国籍になった子どもであれば、国籍留保届と同時に国籍選択届を行える。このような早めの行動によって、日本国籍を失うリスクを避けることができる(ただし、日本の国籍を選択したために、外国の国籍を失うかどうかは、当該外国の国籍法を調べる必要がある)。

『市民のための国籍法』230~231 ページ (日本国籍の喪失) 著者: 奥田 安弘 中央大学法学部教授

国籍選択制度の概要

「国籍選択制度」とは、重国籍に対し、20歳に達する以前に重国籍になった者は22歳までに、20歳に達した後に重国籍となった者は重国籍となった時から2年以内に、いずれの国籍を選択しなければならないとし、この選択をしない場合には法務大臣から催告を受け、催告を受けた日から1ヶ月以内に選択をしなければ日本国籍を喪失するというものである。もっとも外国国籍の離脱が可能であるか否かは当該国の法制によるので、「選択の宣言」がなされるのみで、実際には重国籍のままということもあり得る。法務大臣の催告も、平成15年7月17日の参議院法務委員会における法務省民事局長の答弁(第156回国会参議院法務委員会会議録第23号)によると、現在までこの催告を行なったことはないとのことである。

レファレンス 2003.11・短報「重国籍——我が国の法制と各国の動向」(国会図書館)

2005年10月31日 法務省民事局民事第一課国籍第三係長 より、
—略—

4 国籍留保届と同時に国籍選択届を出すことは可能ですので、併せてお伝えください。

日本国籍法	http://www.houko.com/00/01/S25/147.HTM
ドイツ国籍法	http://www.aufenthaltstitel.de/stag.html
ドイツ移民法	http://www.aufenthaltstitel.de/stichwort/zuwg.html
ドイツ外国人法	http://www.aufenthaltstitel.de/auslg.html

国籍選択届

平成 年 月 日 届出

大使
総領事 殿

受理 平成 年 月 日 第 号
送付 平成 年 月 日 第 号



書類調査	戸籍記載	記載調査				
------	------	------	--	--	--	--

(よみかた) 国籍選択を する人の氏名	氏	名	年	月	日生
住 所	番地 号				
本 籍	世帯主 の氏名				
現に有する 外国の国籍	番地 番				
国籍選択宣言	筆頭者 の氏名				
国籍選択宣言	日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します				
そ の 他					
届 出 人 署名 押 印	印				

届 出 人 (国籍選択宣言をする人が十五歳未満のときに書いてください)					
資 格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父) <input type="checkbox"/> 未成年後見人			親権者 (<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母)	
住 所	番地 号			番地 号	
本 籍	番地 番 筆頭者 の氏名			番地 番 筆頭者 の氏名	
署 名 押 印	印			印	
生 年 月 日	年 月 日			年 月 日	

(届出人の連絡先及び電話番号)